



春季全国火災予防運動 (3月1日～7日)

～ 火災から尊い命を守ろう ～

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

(全国统一防火標語)

住宅防火対策を進めよう

防火・喫煙マナーを実践しよう

平成21年11月末までの県内のたばこによる火災は、35件増加の223件発生しています。

たばこは火種が小さいため、つい、不注意になりがちですが、燃焼を継続する力が強く、時間の経過とともに火災になるケースが多くなっています。このため、寝たばこで火種が落下した場合、寝込んだ後に火災になり、枕元で発生した煙を吸って一酸化炭素中毒で命を落とすケースが少なくありません。

また、たばこの火を放置したり、消えていると思ってゴミ箱に捨ててしまい火災となることもあります。

たとえ、きちんと灰皿のある場所で喫煙していたとしても、消えたかどうか確認を怠ってしまうと結果として命を失う火災に至ります。

住まいの防火・喫煙マナーを実践して、たばこを原因とする火災の発生を防止しましょう。

たばこの火、
きちんと消して、
きちんと捨てる。
愛煙家のルールです。

- 灰皿にはいつも水を。
- 吸い殻をためない。
- 火のついたたばこを放置しない。
- 寝たばこはしない。

きちんと始末しなくちゃね

たばこの火 約700℃



寝たばこはしない、させない 特に飲酒をしての寝たばこは危険です。火種の落下に気をつけよう 「歩きながら」、「作業しながら」の喫煙は危険です。

吸い殻は確実に始末しよう 灰皿に吸い殻をためておかない。

吸い殻は水につけ、確実に消火してから捨てる。

就寝前や外出時には、喫煙した場所を必ず確認する。

防災品を使って、火災に強い環境をつくろう

パジャマ等の衣類、ふとんやシーツ等の寝具はできるだけ防災品を使う。

カーテンやじゅうたんにも防災品を使い、火災に強い住宅環境をつくりましょう。

つけましたか 住宅用火災警報器

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は火災の煙や熱を感知して警報音や音声で知らせる機器で、火災の早期発見に大変有効です。まだ、設置がお済みでない方は速やかに設置しましょう。



どこに取り付けるの？

寝室（家族各々に寝室があれば、それぞれに必要な）

寝室のある階の階段（1階は除く） 台所の設置は任意です。

天井に取り付ける場合、住宅用火災警報器の中心が壁面から60cm以上離れるように設置してください。

壁に取り付ける場合は、天井の下方15～50cmに住宅用火災警報器の中心がくるように設置してください。

どこで購入できるの？

4,000円～10,000円程度でホームセンターや家電販売店、防災機器取扱店などで購入できます。購入の目安として品質を保証する日本消防検定協会の鑑定マーク「NS」が付いている製品を選びましょう。

悪質な訪問販売に注意しましょう。消防署が住宅用火災警報器や消火器などを特定の業者に販売を依頼したり、直接販売したりすることはありません。

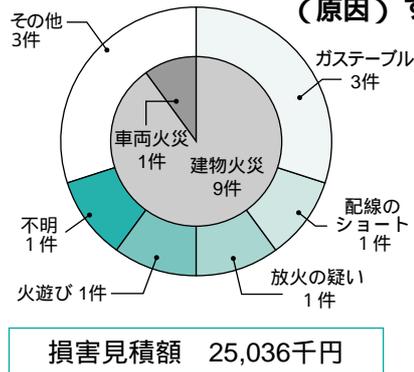
☎ 消防本部予防係 ☎ 7 2 2 - 8 1 1 1

平成21年

火災・救急出場件数

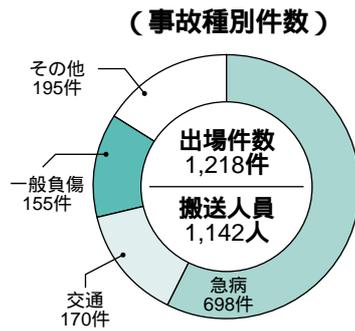
【火災件数】

火災件数は、10件です。前年と比較すると2件の減少です。



【救急件数】

救急件数は、1,218件です。前年と比較すると42件の増加となります。



年金受給者(加入者)が亡くなったときには手続きが必要です

年金を受ける権利は死亡によりなくなりますので、遺族の方には、死亡に伴う年金の手続きが必要になります。

年金は死亡した月まで受けられます。受けられる年金が残っているときは、死亡当時受給者と生計を同じくしていた遺族の方に支払われますので、年金の給付請求をしてください。手続きが遅れると年

金が増額になり、遺族の方に返納していただくことになりますのでご注意ください。また、年金加入中や年金を受けないまま死亡された場合でも、一定以上の保険料を納付しているなど諸条件を満たしていれば遺族の方に年金が支払われる場合があります。なお、請求には、戸籍謄本や住民票・その他の書類が必要となります。

詳しくは「ねんきんダイヤル0570 05 1165」、大宮年金事務所 652 3399 または、役場住民課国民年金係 2117へ

固定資産評価額のお知らせ

土地

町内全域において地価が下落していることから、平成22年度の宅地等については、固定資産評価額を引き下げます。

ただし、固定資産評価額が引き下げられた土地でも、税額の算定基礎となる課税標準額の調整措置により、税額が上昇することがあります。

評価額については、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

家屋

家屋に係る平成22年度の固定資産評価額については、据え置きとなります。

ただし、新築軽減等の適用を受けていた家屋で軽減の期間が満了となったものについては、税額が上昇します。

税務課固定資産税係 2153・2154

閲覧場所：役場税務課

閲覧時間：8時30分～17時15分

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧	
期 間	4月1日(木)～5月31日(月) 土・日曜、祝日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。
必要なもの	印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等)
費用	無 料

固定資産課税台帳の閲覧	
期 間	4月1日(木)～ 土・日曜、祝日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に資産を有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地や家屋を借り受けている方は、それぞれ該当する土地および家屋についてご覧いただけます。
必要なもの	印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等) 土地や家屋を借り受けている方は、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものの提示をお願いします。
費用	4月1日～5月31日の期間に限り納税者は無料。それ以外の期間および借地、借家の方は1件150円の手数料がかかります。